

第 4 期医療費適正化計画における目標に関する事項について

1 住民の健康の保持の推進に関する事項

項 目	全国目標	本県の目標設定の考え方	他計画等との調和
特定健康診査実施率	70%以上	全国目標を目安に目標を設定 特定健康診査実施率 70%以上	次期健康日本21あいち新計画 次期県国民健康保険運営方針
特定保健指導実施率	45%以上	全国目標を目安に目標を設定 特定保健指導実施率 45%以上	次期健康日本21あいち新計画 次期県国民健康保険運営方針
メタボリックシンドローム該当者・予備群の減少率（対平成20年度比）	25%以上減少	全国目標を目安に目標を設定 メタボリックシンドローム該当者・予備群の減少率（対平成20年度比） 25%以上減少	次期健康日本21あいち新計画
たばこ対策	—	喫煙率の低下に関する目標を設定 成人喫煙率 男性19.6%以下 女性4.4%以下	次期健康日本21あいち新計画
予防接種	—	予防接種の普及啓発に関する目標を設定	次期県地域保健医療計画
生活習慣病等の重症化予防の推進	—	糖尿病重症化予防の推進に関する目標を設定 糖尿病性腎症による年間新規透析導入患者数（人口10万人当たり） 11.1人以下	次期健康日本21あいち新計画 次期県国民健康保険運営方針
高齢者の心身機能の低下等に起因した 疾病予防・介護予防の推進	—	高齢者の疾病予防・介護予防の一体的実施の推進に関する目標を設定	次期県高齢者福祉保健医療計画 次期県国民健康保険運営方針

2 医療の効率的な提供の推進に関する事項

項 目	全国目標	都道府県目標設定の考え方	他計画等との調和
後発医薬品の使用促進	80%以上 （数量ベース）	後発医薬品割合（数量ベース）は、現行計画において目標が達成されていることから、国が新たな目標として検討している後発医薬品割合（金額ベース）とする。	次期県地域保健医療計画 次期県国民健康保険運営方針
バイオ後続品の使用促進	バイオ後続品に80%以上置き換わった成分数（数量ベース）が全体の成分数の60%以上（成分数ベース）	全国目標を目安に目標を設定 バイオ後続品に80%以上置き換わった成分数（数量ベース）が全体の成分数の60%以上（成分数ベース）	次期県地域保健医療計画
医薬品の適正使用の推進	—	医薬品の適正使用の推進に関する目標を設定	次期県地域保健医療計画 次期県国民健康保険運営方針
医療資源の効果的・効率的な活用	—	医療資源の効果的・効率的な活用の推進に関する目標を設定	—
医療・介護の連携を通じた 効果的・効率的なサービス提供の推進	—	医療・介護の連携を通じた効果的・効率的なサービス提供の推進に関する目標を設定	次期県高齢者福祉保健医療計画